

文 書 質 問 通 告 一 覧 表 (8 月)

令和 4 年 8 月 1 日

1. 家畜排せつ物、食品残渣、穀類調整残渣を含む、町内の有機物資源の農業への再利用について	農業で使用する肥料並びに土壌改良資材の多くは海外に依存しているため、昨年からの世界情勢の影響により、その原料調達が困難でかつ価格が急騰している状況である。 本町ではいち早く肥料高騰対策を講じているが、国・道ともに対策を打つことは決定したものの、具体的な政策の実現には時間を要しているようである。 廃棄物の広域処理に伴い堆肥化施設は廃止となるが、農業者支援を目的として次のことが検討できないかと考える。 ① 町内で排出される廃棄物のうち、家庭や事業所から排出される生ごみの含水率の調整などのコンディショニングして家畜排せつ物、穀類調整により生じる粗大有機物を加え、堆肥化する。 ② 道央廃棄物処理組合の焼却施設より排出される焼却灰の土壌改良剤への転用 廃棄物や焼却灰は土壌へ安全性が確認できることが前提となるが、このような手法で入手困難化する肥料等を確保し、農業の再利用できるシステム構築について、上記 2 点における現状認識とその見通しを町長に伺いたい。	9 番 齊 藤 義 崇
--	---	------------------------